

平成28年1月25日
内閣府沖縄総合事務局

意匠制度の改正に関する説明会のご案内

対象：初心者～中級者向け（意匠制度を活用予定の方、すでに活用されている方等）
内容：ハーグ協定に基づく国際登録制度の概要、画像を含む意匠審査基準の改訂の説明
費用：無料 ※定員 30名

意匠制度の改正事項に関して広くユーザーの皆様にご理解いただくため、「平成27年度意匠制度の改正に関する説明会」を開催いたします。

特許庁の職員が、平成27年5月13日から我が国での利用が開始された、ハーグ協定に基づく意匠の国際登録制度について、その概要と具体的な手続方法、出願時の図面作成のポイントをわかりやすく説明します。

また、デジタル機器の操作画像のデザインなど、画像を含む意匠に関して、平成28年度に予定されている意匠審査基準改訂のポイントについても解説します。

参加費は無料となりますので、この機会に奮ってご参加ください。

- 日 付 2016年2月26日（金）
- 時 間 13:30～16:10（13:00 受付開始）
- 場 所 沖縄県青年会館 珊瑚の間（沖縄県那覇市久米 2-15-23）
- 内 容 意匠制度の改正に関する説明会
 1. 意匠の国際登録制度の概要、手続方法、国際出願時の図面作成のポイント
 2. 画像を含む意匠に関する意匠審査基準改訂のポイント
- 費 用 無料 ※定員 30名
- 申込み 下記 URL にアクセス後、必要事項を御入力の上、送信してください。
 - FAX <http://www.seminar-reg.jp/isyou/2016/img/naha.pdf>
 - WEB <http://www.seminar-reg.jp/isyou/2016/index.html>

内閣府沖縄総合事務局
経済産業部地域経済課 特許室 担当者：大河、島袋
TEL：098-866-1730 FAX：098-860-1375